

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る 効率的な仕組みに係る主な検討項目

1 作成組織における加工基準

- 作成組織においては、匿名加工情報と同一の加工基準によって、個人情報の加工を行うこととしてはどうか。

(1) 非識別加工情報等の加工基準

非識別加工情報は、国の行政機関等の保有する個人情報について、民間事業者にとって有用性のある形で提供して活用を図るためのものであることから、個人情報保護法の匿名加工情報と同一の加工基準とされている。(この結果、非識別加工情報が民間事業者に提供された場合、当該事業者は、非識別加工情報を個人情報保護法における「匿名加工情報」として取り扱うこととなり、匿名加工情報取扱事業者として当該情報を適切に取り扱う義務が課されることとなる。)

また、医療情報について、次世代医療基盤法においても、匿名加工情報と同一の加工基準が定められているところ。

(2) 作成組織における加工基準

作成組織は、①地方公共団体が保有する個人情報に係る非識別加工情報の提供を効率的に行うための仕組みであること、②国の非識別加工情報と同様に、民間事業者にとって有用性のある形で提供されるべきこと(※)から、作成組織における加工基準については個人情報保護法と同一の加工基準とすべきではないか。

※資料3-3「地方公共団体からの個人情報の円滑な提供」において、地方公共団体等による非識別加工情報の利用について検討する必要があるかどうか、としている。